災害緊急時の連絡等について

○避難所関係

1 指定避難所(基幹)

一定規模(震度6弱以上の震災等)以上の災害が発生した場合、開館時間内・時間外に関わらず指 定避難所(基幹)として開設できる体制を整える。

(1) 避難者が施設に入ってきた場合

基本的には、避難者を受け入れ、指定避難所(基幹)として開設することになるが、開設の可否について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。

- (2) 施設に損壊が生じた場合
 - ① 避難者が発生し、指定避難所(基幹)として開設するにあたり支障がある場合施設の損壊状況について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。
 - ② 避難者が発生せず、単なる施設の損壊 施設所管課に連絡する。
- (3) 開館時間内と時間外

開館時間外においても、開設に協力する。

- (4) 災害が発生し、負傷者が出た場合
 - ① 避難者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、区災害対策本部に連絡する。

② 利用者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、施設所管課に連絡する。

2 指定避難所(地域)

基本的には、災害が発生した場合、区災害対策本部の依頼があれば指定避難所(地域)として開設できる体制を整える。

(1) 避難者が施設に入ってきた場合

指定避難所(地域)開設の可否について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。開設しない場合については、区災害対策本部の指示に基づき開設中の指定避難所を案内する。

- (2) 施設に損壊が生じた場合
 - ① 避難者が発生し、指定避難所(地域)として開設するにあたり支障がある場合 施設の損壊状況について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。
 - ② 避難者が発生せず、単なる施設の損壊 施設所管課に連絡する。
- (3) 開館時間内と時間外

基本的には開館時間内の対応。

- (4) 災害が発生し、負傷者が出た場合
 - ① 避難者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、区災害対策本部に連絡する。

② 利用者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、施設所管課に連絡する。

3 一時避難場所

指定管理者の災害対応はなし。

※ 指定管理者による避難誘導等の必要性を想定していないため。

〇帰宅困難者関係

4 一時滞在施設

市災害対策本部の要請により、開館時間内・時間外に関わらず一時滞在施設として開設できる体制を整える。

(1) 帰宅困難者が施設に入ってきた場合

基本的には、帰宅困難者を受け入れることになるが、一時滞在施設開設の可否について、市災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。

- (2) 施設に損壊が生じた場合
 - ①帰宅困難者が発生し、一時滞在施設として開設するにあたり支障がある場合 施設の損壊状況について、市災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。
 - ②帰宅困難者が発生せず、単なる施設の損壊 施設所管課に連絡する。
- (3) 開館時間内と時間外

開館時間外においても、一時滞在施設開設に協力する。

- (4) 災害が発生し、負傷者が出た場合
 - ①帰宅困難者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、市災害対策本部に連絡する。

② 利用者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、施設所管課に連絡する。

5 一時退避場所及び退避経路

指定管理者の災害対応はなし。

※ 指定管理者による避難誘導等の必要性を想定していないため。

○その他

6 指定避難所及び一時滞在施設になっていない指定管理者施設(屋内)

基本的には、指定避難所及び一時滞在施設としての使用を想定していない。

(1) 被災者が施設に入ってきた場合

基本的に開設中の指定避難所及び一時滞在施設を案内する。被災者の状況等により即時移動が困難な場合は、施設の安全を確認した上で一時的に受け入れることもあり得るので、区災害対策本部の指示を受ける。

- (2) 施設に損壊が生じた場合 施設所管課に連絡する。
- (3) 開館時間内と時間外

基本的には開館時間内の対応。

- (4) 災害が発生し、負傷者が出た場合
 - ① 被災者の場合 救急処置、119 番通報等必要な措置をとり、区災害対策本部に連絡する。
 - ② 利用者の場合 救急処置、119番通報等必要な措置をとり、施設所管課に連絡する。

7 緊急消防援助隊の宿営施設

札幌市で地震等による大規模災害が発生した場合、北海道内の消防応援部隊をはじめ、全国の緊急 消防援助隊が札幌市に出動することとなる。応援隊が消防活動を行うための活動拠点施設としての機 能を果たせるよう、札幌市と協力して必要な措置を講じる。

8 国民保護法に基づく避難施設

武力攻撃事態等が発生し、北海道知事より避難指示を受けた場合、区対策本部の要請により、開館時間内・時間外に関わらず避難施設としての機能を果たせるよう、札幌市と協力して必要な措置を講じる。

【相談先】

避難所等及び国民保護法に基づく避難施設の全般に関する相談先

た機管理対策課 211-3062避難場所等の運営等に関する相談先避難場所等に所在する区総務企画課緊急消防援助隊の宿営施設に関する相談先消)消防救助課 215-2060